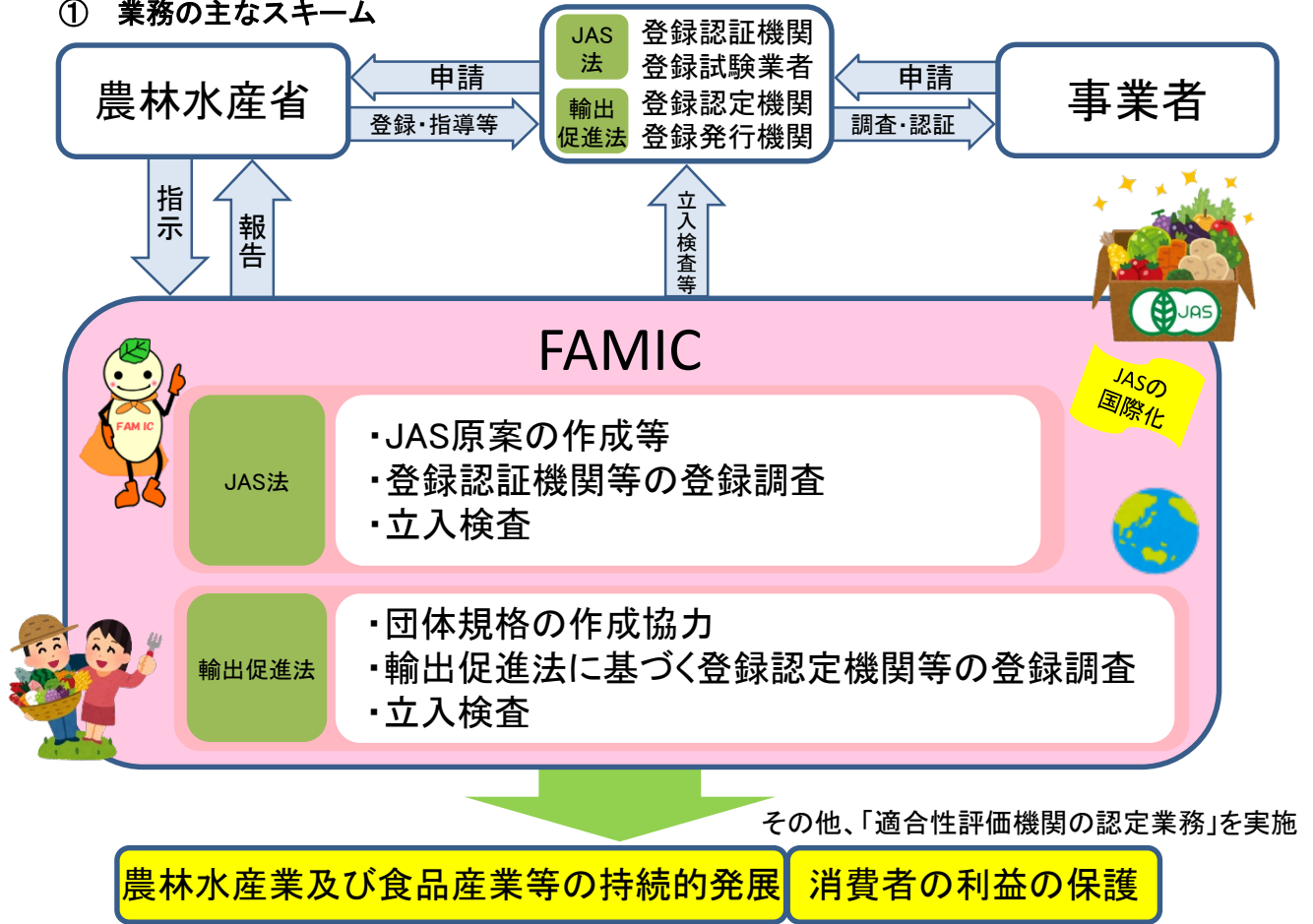


(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

① 業務の主なスキーム



JAS原案の作成及びJAS制度の普及等	・JAS原案の作成及び見直しを実施 ・事業者団体等からのJAS制定・見直しの申出に係るサポートを実施 ・事業者の創意工夫を生かしたJAS活用等を企図して国内外へ制度を普及
JAS法に基づく登録認証機関等の調査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者等になろうとする機関の登録基準への適合性を調査
JAS法に基づく立入検査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者、認証事業者等に立ち入り、帳簿等を検査
団体規格の作成協力	・輸出促進法に基づき、輸出促進団体の規格作成に協力
輸出促進法に基づく登録認定機関等の調査	・輸出促進法に基づき、登録認定機関等になろうとする機関の適合性を調査
輸出促進法に基づく立入検査	・輸出促進法に基づき、登録認定機関等に立ち入り、帳簿等を検査
適合性評価機関の認定業務	・国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験業者を認定

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇JAS制度の運用：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas/



② 令和5年度の業務成果・業務実績

ア JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野の標準化に係るJAS制度では、「もの」の品質のほか、生産方法（プロセス）、取扱方法（サービス）、試験方法等のJAS制定が可能であり、幅広い事業者がJASを商品、技術、取組をアピールするビジネスツールとして活用しています。

FAMICでは、JASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、Webで新たなJASの提案に繋がる説明会を開催する等のJAS制度の普及啓発やJASの国際標準化に努めています。また、有機JAS製品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の制度を持つ国（有機同等国）と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う協議のサポートを実施しています。

令和5年度は、71件のJASの制定等に携わりました。また、東南アジア各国に、ASEAN ODA事業によるJAS講座等を行い、JASの理解の向上と、国際標準化への協力関係を醸成しました。日本提案の国際規格開発を進めるために、FAMICが国際会議（ISO/TC34総会及び関連会議）を招致し、令和6年1月に、埼玉県さいたま市で開催しました。

有機同等性の相互承認については、適用品目の拡大に向け、同等国の有機制度の審査等を実施しました。その結果、カナダ及び台湾について、適用品目に有機酒類が追加されました。



イ 輸出の促進

令和2年度に制定された輸出促進法が、更なる輸出拡大に向け令和4年10月に改正され、民間の登録発行機関による輸出証明書の発行や農林水産物・食品の輸出の促進を図る法人（輸出促進団体）を認定する等の仕組みが追加されました。FAMICは登録発行機関の登録等の調査を行うほか、輸出促進団体に必要な協力を行うことが可能となり、令和5年度は木材の輸出促進を図る団体の規格策定をサポートしました。

ウ FAMIC認定制度の実施

認定センター（Japan Accreditation Service for agriculture, forestry and fisheries：JASaff）は、ISO/IEC17011に基づき、認証機関又は試験業者に対して認定業務を実施しています。

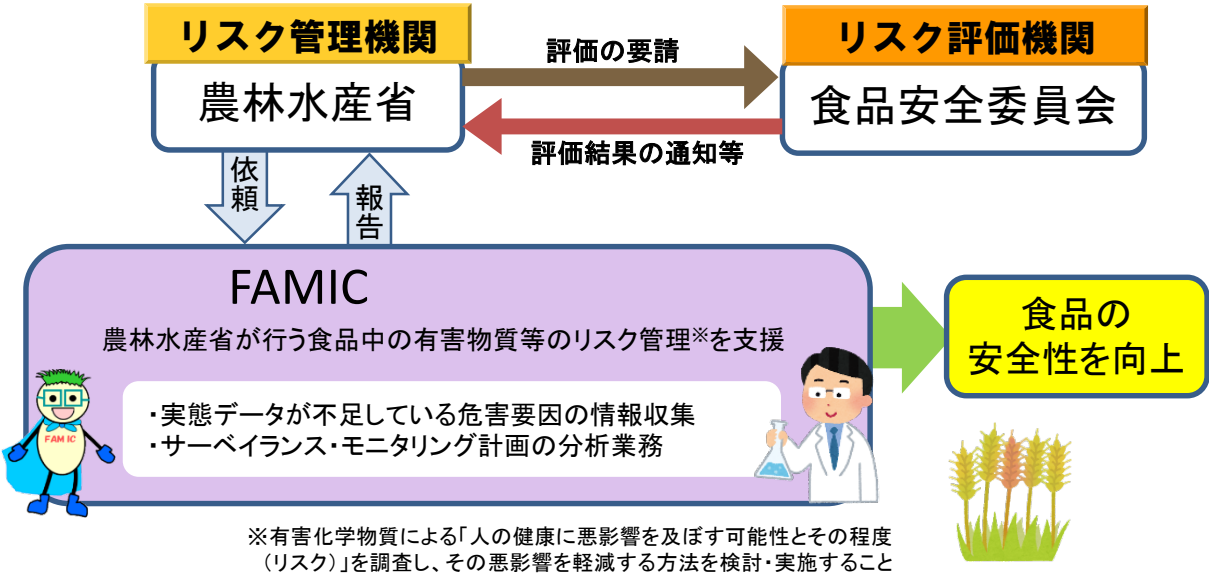
令和5年度は、製品認証分野においてアジア太平洋認定協力機構（APAC）及び国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認※を得ました。

※国際相互承認は、各国認定機関が互いの能力（ISO/IEC17011に基づく審査能力）を評価し、相互に同等なものとして承認する認定機関の枠組みです。相互承認を得た認定機関の業務は国際的に通用するものとみなされます。



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

① 業務の主なスキーム



有害物質の分析	・食品の有害化学物質の汚染の程度を調査するために、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」で対象とされた危害要因及び食品群について分析
実態データ不足 危害要因の 情報収集	・農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析法を調査し、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証して標準となる手順を作成

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇リスク管理に資する分析調査：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/



② 令和5年度の業務成果・業務実績

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組として、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和5年度は、当該計画に基づく小麦及び大麦中のかび毒等660件のほか、スイゼンジナ中のピロリジンアルカロイド類15件の分析を行い、農林水産省がリスク管理をするための基礎データの収集、把握に貢献しました。



LC-MS/MSによる機器分析



スイゼンジナ

(7) その他の業務

① 業務の主なスキーム

情報提供等	・業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供 ・検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を実施
-------	---

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。



FAMIC 令和5年度技術講習会(有機JASに関する講習会)のご案内

～ もっと知ろう！有機JASのこと ～

有機食品は、JAS法に基づき、有機JASマークが付されたものでなければ「有機○○」、「オーガニック○○」等と表示することができません。制度です。

今年度は、この有機JAS制度をテーマに2座席で開催します。

第1部では、今般JAS法の対象に追加された「有機酒類」について、輸出入や製造販売に関心のある方や既に有機酒類を取り扱っている事業者等の方を対象とし、酒類に必要となる表示事項を踏まえながら、有機酒類に係る有機表示の運用と留意点についてご説明します。

第2部では、有機加工食品（酒類）の認証事業者等を主な対象とし、有機加工食品JASをより深く理解していただくため、有機加工食品JASや認証の技術的基準等について、有機酒類における留意事項も含めてご説明します。

◇情報提供：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/08_joho/



◇国際関係業務：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/07_iso/



◇品質保証への取組：

<http://www.famic.go.jp/information/quarity/>



は、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

JASに関する講習会を全国で

FAMICは、農林水産省、独立行政JICA）等からの要請に



技術講習会の様子



海外からの研修員の受入れの様子

参照）、海外からの研修員の受け入れを2回（延べ8か国、17名）実施しました。

P29

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

- ① 肥料及び土壌改良資材関係業務 [27ページ](#)
- ② 農薬関係業務 [29ページ](#)
- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 [31ページ](#)
- ④ 食品表示の監視に関する業務 [33ページ](#)
- ⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 [35ページ](#)
- ⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 [36ページ](#)
- ⑦ その他の業務 [37ページ](#)

(2) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和5年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和5年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



(単位：百万円)

評価項目	評価 (※)	行政コスト
全体の評価	B	
項目別評価		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	A	637
② 農薬関係業務	B	1,093
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	861
④ 食品表示の監視に関する業務	B	1,434
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	B	1,049
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	162
⑦ その他の業務	B	500
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		
① 業務運営コストの削減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 調達等合理化の取組	C	
④ 情報システムの整備及び管理	B	

評価項目	評定 (※)	行政コスト
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	B	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	
Ⅳ その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,156
合計		6,890

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
 評定区分

（３）主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
評定(※)	A	A	B	—	—

- ※評定区分
- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 - A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 - B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
 - C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 - D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度から令和元年度までの５年間の総合評定

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評定	B	B	B	B	B